

時事新報

現行度量衡の改正ハ目下の急須あり

り其筋の調査ある處と聞くふ權衡全重量の一割以上を増減するも爲めに感動せざるもの多く例へば百目の大秤より十匁を加へ百十匁と爲すも依然上下せざるものあり或は天秤の一方に九十目の物品を掛け他の一方に五目ほん分銅を吊して正ふ相平均するものあるが如き始て秤より或は奸商共の權衡の粗造に乗じて賣秤買秤の二種を用ひ良民をして其實質の間に知らず譲らず非常の損害を蒙らしむる所あるが故に此種の秤は極めて多く例へば百目生糸百目の價を三圓と見積り此百目は背に於て秤頭に付し五分づゝの掛出し又は掛けと生ずると凡は百目即ち三圓に付き十五錢、一貫目即ち三十圓に付き一圓五十錢の差違を生ずる所の損害を來して自然其生糸計を縮むるふと固より吉と俟たざるより以上生糸の例證は弊の極端を示したるものにして尋常廉價の物品に於てハ三圓に付し十五錢の差違を生ずる如きこと爲めに日々の取引上容易あらざる損害を來して自然其生糸の商品にして其不正を蒙らざるものなきが故に全國日々幾千萬の商品授受に行はる所の損害は中々容易なかる可しといへども權衡粗造の弊ある限りハ斤量賣買の商品にして其不正を蒙らざるものなきが故に全國日々幾千萬の商品授受に行はる所の損害は中々容易の事に非ず且つ度量衡に不正あれば農工粒々苦心の生産ハ一朝奸商の秤頭に掛けられ勤労の報酬は其多少に準せざる可らずと云ふに於ては生産は發育と妨害するに至るべけとば農工商業の進歩を謀るに忙はむ今日度量衡の事決して等閑視す可らざるなり

○大藏省告示第十八號
國庫金出納本所及出納支所位置並ニ出納區域別冊ノ通
相定む(別冊略)
明治廿年二月二十四日 大藏大臣伯爵松方正義
報
(本年二月二十四日官報)
○京都御駐輦第十五報(二月十九日發陪駕通信員特報)
臺上不は昨十八日午前八時三十分御出門にて修學院離
宮へ行幸遊心さき御陪乘は徳大寺侍従長供奉は伊藤總
理大臣、山口書記官、米田、富小路、北條の各侍従、竹内
侍醫等より御侍と天覽の上午後還幸在トセ給ヘリ又本
日は午前十時御田門御陪乘は徳大寺侍従長供奉は三條
内大臣其他にて葛城郡下桂村桂離宮へ行幸同十一時御
若籠大書院より暫時御休憩に上御庭の池面にて投網
の天覽ひり川魚數百尾を漁獲し又毛利侍従の漁夫二十
餘名を率る桂川土掻下手より於て投網を爲さしき六々脚
魚五十尾を漁獲し更に同橋上流の磧に於て嚴網もて鳴
外數裡の小島凡五百羽鯈と捕獲し天覽より供し奉りる

雜報

の注意を仰がざるを得ざるあり抑も度量衡の紊乱の物品授受の間々不正を生ずると流通貨幣の價格の變動して止まざるに異あらず我國よても三四年前までは銀貨と紙幣とは價格に變動ありて内外の商賣上物品授受の間々非常の不便不正を生じ當時國事を論むるものは孰れも皆其弊害を論ぢたり然るに今日全國度量衡の製作其宜と得す物品授受の其間に往々不便不正を生じ奸商輩として之れに乗じて不義の利と貪るとして見て之を黙々に附し去るの理なるべし我輩は世人が此點に關して大に其注意を喚起し一日も早く其改正を實行せしめんと切に希望に堪えざる所あり

と改正し日々の取引上に行はるゝ詐僞不正を防遏する
の一事に在るあり而して其實際の方案の如きへ之を當
局者の所見に任玄我輩敢て之を喋々せざるべしと雖ど
も末尾より一言を置く可きとあり抑ち從來の度量衡製造
所は各府縣共に一箇所づゝあるを以て自分受持營業れ
区域甚だ狭く之を又使用するの資本も亦少しく製造の
器械も整頓せず原材の撰拔も行届のざるの有様あれど
も世事の進歩するに隨て新形度量衡の發明もあるべく
舊模形に新改良を施す所もゐるべく或は西洋形度量衡
の製作と要することもあるべく斯る需用に應せんとする
に之充分なる器械と備へ丹精ある技師を雇ふことも必要
されば政府の完全なる度量衡製造者として相當の利益
を得せむるが爲め爾後其製造者の數を減せて二縣乃至
三四縣に一箇所を置くこととするか或は舊幕府の制の
如く全國僅に二箇所に限るゝ或は全く一箇所と爲すか
或は總べて官製と爲すか何れよりも度量衡製造者が
十分の器械を備へて善良ある器具を製するやう當局者の

唯検査規則よりて各製造者が銘々勝手を製造したる品を検査して其節合規格にものなれば之と訴すの外ある可し左れば原材料の不良より追て生ずる所の差違及び検査後ふ施す所の悪策例へば鉤又は皿を釣り下ぐる金具を打ち曲か或は秤桿の頭部に鉛砂に入るゝ等の事は今之の検査規則を以て充分に之を制ると能はざる所ありあらん左をば我政府に於ては爰に大より度量衡條例及び其検査規則を改正し一日も早く此流弊の源を絶たんとする所望する所あり

我輩の切望する所あり

度量衡規則改正の事を論すれば論勢自から原位の事にまで及び或は此改革に乗じて佛國のマートル式を採用得失を論するを好まず學問上の理論は暫く之を他日より譲り我輩の今日切望する所り一日も早く度量衡の器具

島は御持歸りの上夫々供奉の人々へ配賜されたる由同
離宮は古木生茂り奇石其間に點綴し頃る風致に富ミ御
苑内には賞花亭、國林堂、笑意軒等の建物數棟あるよル
皇后宮には本日午前十一時御出門御陪乗は千種櫻與侍
供奉は柳井書記官、唐橋掌侍、生源寺檀金婦等にて桂宮
に成せられ皇太后宮へ御暇乞と告させられ正午時還啓
まえくさり義に京都府民より皇太后宮の同府下へ御
永住在らせ給はん事を請願せしも聞居させ給はざりし
が権當府下在住の華族より請願に及びたる由にて右は
一應御歸京の上何分の御沙汰在らせ給ふ御都合ありと
承はる○有栖川一品宮には御代覽として本日午前九時
七時停車場發の汽車にて大津第九聯隊に營所に赴かセ
たり○昨十八日午前十時邦彦王には參内して謁見又同
時に鐵道局雇英國人バウナル、ペーシ、ライトは諸氏へ
内謁見を仰付られ本日は今度供奉して當地に滞在中な
る舊備隊の將校十六名へ拜謁を仰付らきたり○久邇宮
ムハ是迄家從に至る迄一切洋服と着用せざりしが今度
同宮及若宮を始め何れも洋服に改先づれたるよシ
○私立銀行諸會社利益配當表 前號の紙上は昨十九年
下半季各國立銀行利益配當の割合を掲載せしが今又重
立ちたる私立銀行諸會社の配當割合と左に掲ぐ表中銀
行會社の數は合せて五十七とし其中比較的詳あらざ
る分を除き昨年は配當一昨年より減したるは廿六昨年
より増したるもの十五昨年と同様なるもの十四あり但
玄私立銀行等の内ムハ昨年中資本金額を減少したるもの
もありて是等は減額後の資本高を掲げたれば前年とは
同一あふざるものと知るべし又日本鐵道會社の資本金
を七百三十五萬二千七百四十圓とせしハ拂込済の株金
を擧げるるものあり

○居留外國人の同
東京より歸縣する連署は表情書をあり十四日縣廳と同知事より翌日に至り回答の表情書及び其回拜啓閣下の御詰問に付し満了するに付し賜
閣下の責任重き職務を負ふるに付し満了するに付し賜
生したる確事は少しだるもの有りて事務の堅怠を以て事務の堅怠と感外生ら被存
如き衛生に關する所に有之畢竟す
管内に在住する人等より又閣下は被存
より公衆の散發を大に促進するに付し賜
交情親密を加ふる年
千八百八十七年

清風子蜀客村

全三冊定價各金三十
銀約實價各金二十二十五
申込期限四月十日迄
出來二月十日

告便
ク(但右特別生外)
二月
八從前入學許ス
鈴木助
成 立 學 舍

學及寄宿生之專
簿記法
淺草聖天